

第4条（契約期間、解除）

- 1 本契約の有効期間は、 年 月 日より 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1か月前までにいずれの本当事者からも相手方に対して何らの通知も行わないときは、本契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。
- 2 本当事者は、相手方の了承を得た場合、いつでも本契約を解約することができる。
- 3 本当事者は、相手方の一方が本契約のいずれかに違反した場合、又は反社会的勢力である若しくはそのおそれがある場合には、何らかの催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。
- 4 本契約の終了原因如何にかかわらず、第3条及び第5条は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第5条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈される。また、本契約の履行、解釈その他本契約に関連して紛争が生じたときは、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈等に関して疑義が生じた場合には、甲乙双方が誠実に協議してこれを解決するものとする。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、各記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙) 神戸市中央区北野町3-6-2
有限会社ドディチ・ドディチ
代表取締役 トリーニ ヤコポ

別紙

1 顧問業務細目

乙が甲のためになす顧問業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 企画監修業務
 - ア 企画に関する協議及び調査
 - イ 企画説明書の作成
- (2) 設計デザイン監修業務
 - ア 設計デザイン案の作成
 - イ デザイン仕様書の作成
 - ウ 見積り内容の検討
- (3) 施工デザイン監修業務
 - ア 施工者とのデザイン協議
 - イ デザイン意図の伝達
- (4) ブランディングデザイン提案業務
 - ア ロゴデザインの提案
 - イ 店舗レイアウトデザインの提案
 - ウ 外装デザインの提案
- (5) その他甲と乙が合意した業務

2 月額顧問料

甲が乙に対して支払う月額顧問料は、次の表のうち○を付けた番号に対応する額とする。また、次の表のうち○を付けた番号に対応する作業時間を以下「基準作業時間」という。

番号	作業時間	月額顧問料
1	2日（16時間）／月	90,000円（税別）
2	1日（8時間）／月	50,000円（税別）
3	半日（4時間）／月	30,000円（税別）

3 顧問報酬

- (1) 本業務に関する乙の当月分の作業時間が、基準作業時間を下回る場合には、当該未消化時間を、最大3か月間繰り越すものとする（以下、翌月以降に繰り越される未消化時間を「繰越時間」という。）。
- (2) 繰越時間が発生した場合には、乙は、古い月の繰越時間から優先して作業時間として消化するものとし、3か月前から前月までの繰越時間を全て消化した後でなければ、本業務に関する当月分の乙の作業時間は発生していないこととする。
- (3) 前2項の考え方にに基づき算出した、本業務に関する当月分の乙の作業時間が、基準作業時間を超える場合には、当該超過作業時間に、金8,700円（税別）から11,600円（税別）の範囲で乙が定める基準による単価額を乗じた額を当月の顧問報酬とする。ただし、甲乙合意する場合には、案件ごとに、別途乙に対する報酬額を定めることができる。
- (4) 前3項にかかわらず、甲が乙に対して建築設計業務・監理業務を委任する場合には、当該業務に関する作業時間を本業務に関する乙の当月分の作業時間に含まず、甲乙合意の上で、案件ごとに別途建築設計・監理業務委任契約、建築設計業務委任契約又は監理業務委任契約（以下「建築設計・監理業務委任契約等」という。）を締結するものとし、当該業務に関して甲が乙に対して支払う報酬額は、建築設計・監理業務委任契約等において定める。

4 出張関連費用

遠方への出張費及び宿泊費としては、本業務のために、乙の所在地から直線距離で片道100kmを超える移動を要する場合に、甲乙協議の上で決定した金額を、甲が乙に対して支給する。